

# ○大府市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大府市下水道条例（昭和63年大府市条例第30号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システムの取扱いについて必要な事項を定めることにより、設備の適切な使用及び維持管理の確保を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。） 生ゴミを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を下水道へ排除する機器の総体をいう。
- (2) 申請者 システムについて、条例第6条に規定する確認を受けようとする者をいう。
- (3) 使用者 システムの使用及び維持管理を行う次の者をいう。
  - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
  - イ 賃貸の集合建築物の所有者
  - ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表者
- (4) メーカー システムを製造する者をいう。
- (5) 販売店 システムを販売する者をいう。

## (設置基準)

第3条 設置するシステムは、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）に基づき、同協会の規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。

## (書類の申請)

第4条 申請者は、大府市下水道条例施行規程（令和4年大府市上下水道事業規程第4号）第7条第1項に規定する排水設備等計画確認申請書及びディスポーザ排水処理システム設置計画確認申請書（別記様式）に別紙に掲げる書類を添付し、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）に提出しなければならない。

## (申請者に対する指導)

第5条 市長は、条例第6条の規定に基づく計画の確認を行う場合は、申請者に対し、次の事項の遵守を求めるものとする。

- (1) ディスポーザ排水処理システム設置計画確認申請書に付する維持管理計画に従い、システムの適切な使用及び維持管理をすること。
- (2) 維持管理体制に従い、システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを市長に提出すること。
- (3) システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (4) システムの使用及び維持管理に関して、市長が行う指導に協力すること。

## (使用者に対する指導)

第6条 市長は、システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認める場合には、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求めることができる。

2 市長は、下水道法（昭和33年法律第79号）第13条に規定に基づき、システムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合には、立入検査等の措置を講ずることができる。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者に対し、システムの使用及び維持管理に関し、必要な指導を行うことができる。

（使用者の地位の継承）

第7条 市長は、条例第6条の規定に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた使用者がシステムの適切な維持管理を行うべき地位を継承するものであること及び第5条各号に掲げる事項を遵守しなければならないことを指導しなければならない。

2 申請者又は使用者は、システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲受人、賃借人等に対し、第5条各号に掲げる事項を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

（メーカー及び販売店の指導）

第8条 市長は、メーカー及び販売店がシステムを販売するときは、申請者又は使用者に対し、第5条各号に掲げる事項を遵守しなければならないことを説明し、その理解を得るよう努力することを指導しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大府市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に大府市下水道条例（昭和63年大府市条例第30号）第6条の規定による計画の確認を受けるディスポーザ排水処理システムについて適用し、同日前に確認を受けたディスポーザ排水処理システムについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

# ディスポーザ排水処理システム設置計画確認申請書

年 月 日

大府市下水道事業大府市長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名（法人は名称及び代表者氏名）  
\_\_\_\_\_

電話番号（ ） \_\_\_\_\_

大府市下水道条例第6条の規定により、ディスポーザ排水処理システムの設置について、次のとおり申請します。

設 置 場 所	大府市 町	
使 用 者		
建 築 物 の 種 類	一般住宅・集合住宅・事業所等・その他（ ）	
メ ー カ ー 名		
品 名		
施工期間	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
設 置 施 工 業 者		
維 持 管 理 業 者		
備 考		

## 別 紙

### (1) 一般事項に関する書類

- ア 確認書 (写)
- イ 設置場所案内図
- ウ 排水設備設計図

### (2) 仕様書

- ア ディスポーザ (粉碎装置)
- イ 排水処理槽
- ウ 算定根拠 (排水処理槽の処理能力)

### (3) 維持管理計画に関する書類 (別添資料を参考に作成)

- ア 維持管理体制
- イ 処理水質基準
- ウ 点検項目 (維持管理、清掃、汚泥処理、水質等) 及び頻度

### (4) その他

- ア 維持管理業務委託契約書 (写) 及び維持管理業務委託契約確約書 (注1)
- イ 使用者承継確約書 (注2)

(注1) 「維持管理業務委託契約確約書」とは、申請の際に使用者が確定されていない場合に、使用者が確定されたときには、改めて維持管理業務委託契約書 (写) を提出することを申請者である建築物に係る開発事業者等が市長に確約するものである。使用者が行う場合は、契約書の写しを添付する。

(注2) 「使用者承継確約書」とは、使用者がディスポーザ排水処理システム又は認定生ゴミ処理機を有する建築物の譲渡等を行なう場合に、当該譲渡等を受けた使用者に対し、当該ディスポーザ排水処理システム、又は認定生ゴミ処理機の適正な維持管理を行なう地位を承継するものであること及びこれに伴い、ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第5条各号に掲げる事項の遵守が求められていることを当該譲渡等を受けた使用者に説明し、その理解を得るよう努力する旨を、申請者が市長に確約するものである。

# 維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

大府市下水道事業大府市長 殿

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、ディスポーザ排水処理システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲渡人、賃借人等に対し、申請書の添付書類に記載した維持管理体制に従い、ディスポーザ排水処理システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを市長に提出する責務があることを説明し、確実にこのことを遵守させることを確約します。

# 使用者承継確約書

年 月 日

大府市下水道事業大府市長 殿

申請者（使用者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、ディスポーザ排水処理システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲渡人、賃借人等に対し、当該ディスポーザ排水処理システムの適正な維持管理を行う地位を承継するものであること及びこれに伴い、ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第5条各号に掲げる事項の遵守が求められていることを説明し、その理解が得られるよう努力することを確約します。

## 維持管理計画に関する書類

### ア 維持管理体制

#### (ア) 施工体制

メーカーが指定工事店に技術指導を行ない、施工研修を受けた指定工事店が施工を行ないます。

施 工 業 者 名	住 所	連絡先 (TEL)
メーカー又は販売店		
指 定 工 事 店 名		

#### (イ) 維持管理体制

システム施工上の維持管理体制は、総括責任者を窓口とし、各装置毎に維持管理業者を決め、維持管理を行ないます。

区分 \ 業者名	維持管理業者	住 所	連絡先 (TEL)
総 括 責 任 者			
粉 砕 部			
配 管 部			
排水処理槽部			
汚泥引き抜き			

### イ 処理水質基準

ディスポーザ排水処理システムから排水する汚水の水質検査は、年に1回以上実施し、その結果を3年間以上保存します。

#### (ア) 検査項目・排水処理部流出水の濃度は次のとおりとします。

BOD (生物科学的酸素要求量) …………… [      ] mg/l以下

SS (浮遊物質) …………… [      ] mg/l以下

ノルマルヘキサン (抽出物質含有量) …………… [      ] mg/l以下

### ウ 点検項目及び頻度

#### (ア) 各装置の点検項目は次のとおりとします。

	点 検 項 目
粉 砕 部	① ② ③
配 管 部	① ② ③
排水処理槽部	① ② ③

(イ) 各装置の維持管理頻度・保守点検内容は次のとおりとします。

	維持管理頻度	保守点検内容
粉碎部	回／年以上	機器の点検
配管部	回／年以上	配管内の点検
排水処理槽部	回／年以上	定期点検、整備、水質検査、汚泥引き抜き